

第3回 匝瑳市市民憲章検討委員会

— 会議結果概要 —

○開催日時 平成20年10月31日（金）午後1時30分～3時30分

○場 所 匝瑳市民ふれあいセンター 1階 第1会議室

○出席委員 伊東秀子、宇井一夫、梅原一郎、大木秀子、押尾悦子、
及川一好、越川恭充、此木三紅大、齋藤光雄、布施道子
(10人／五十音順)

○欠席委員 なし

○市出席者 (事務局／企画課) 木内課長、市原副主幹、菊間主査補

1 開 会

2 委員長あいさつ

本日は、前回の検討委員会で最終的に絞られた5点を基にして各委員の皆さんがそれぞれ作成してきた市民憲章の素案が事務局により一覧として提示されている。それらを基に検討し、本日の委員会において市民憲章の素案を取りまとめたいので、よろしく願いしたい。

3 議 事

(1) 市民憲章素案の検討について

<事務局説明>

前回の委員会では226件の応募文案の中から12文案が選考され、さらに5文案が選考された。この5文案を基に第3回委員会の開催までに各委員さんが

市民憲章の素案を作成することとされ、先般、計 10 案の素案を事務局まで提出していただいた。これを一覧として本日配布している。

(※ここで案 1～案 10 の素案を読み上げ【別紙「匝瑳市市民憲章素案（市民憲章検討委員会委員作成）」参照】)

制定スケジュールによると、第 3 回検討委員会において、最終的な市民憲章に近い形態（市民憲章の素案）として整理し、それについてパブリックコメントを実施することになっているので、できれば本日中に素案をまとめていただければと考えている。

<主な意見・質問>

議長

本日は市民憲章の素案を取りまとめることとするが、文案を市民に公募し、226 件もの文案が応募されている。せっかく市民に公募を行っていることを考えれば、優秀な応募文案とあまりにもかけ離れた素案であってはならないと思う。このような点をふまえて本日検討していければと考える。

委員

本文の語尾についてであるが、「～のまち」とか「～匝瑳」というように名詞で終わるのか、それとも「つくりましょう」とか「守りましょう」などというようにするのか、どういう形であれ、語尾は統一させるべきである。

事務局

参考までに、全国の市民憲章の文末表現としては、「～しましょう」としているものが最も多く、その次に「～します」という表現が多いとのことである。

委員

私もそうした表現のほうがよいと思う。憲章というのは言わば掟（おきて）である。さらにもっと厳しくすれば、市民憲章に関連して罰則規定を設けた条例を制定してはいかがかと考える。例えばゴミのポイ捨てをやったら罰せられ

るといように。そのようにして決まりは守っていくべきではないか。

委員

最終的に選考された応募文案をなるべく変えないほうがよいと思う。賞を贈呈することを考えると、応募作品とあまりかけ離れていてはならないと思う。受賞された方もあまりにも自分の作品と違っていたら戸惑うのではないか。

委員

市民憲章なので、やはり前文を置いて、本文の語尾は統一するという形にしたほうがよい。

委員

「みんなが輝く匝瑳市」という言葉は非常によい言葉であり気に入っている。市民憲章のタイトルは、単に匝瑳市民憲章とするよりも「みんなが輝く匝瑳市民憲章」としてはいかがか。なお、以降の文については多少は組み替えてもよいのではないかと思う。

委員

応募文案をふまえるとNo.92と223を中心に検討していけばよいのではないかと考える。しかしながら、No.92の本文中に「～、歴史あるまちをつくりましょう」との記述があるが、歴史あるまちはつくるのではなく、歴史はあるものである。言うなれば、歴史はつくるものではなく守るものだと思う。そういう意味では修正が必要になってくる。

委員

No.92は八日市場市民憲章とかなり似ている部分がある。先日の委員会では市民憲章はインパクトが強いもののほうがよいのではないかという意見が大勢を占めていたように記憶している。これを考えるとNo.223の作品のほうが今までの市民憲章とは少し趣が異なっているイメージがある。

委員

各委員が作成した市民憲章の素案を比較検討した場合、案2は本文の各項目の末尾に匝瑳と連呼しており匝瑳市を強くPRしている。

したがって、市民憲章では匝瑳市を強くPRしたほうがよいと思うので案2を推薦したい。

委員

市民憲章というものは、子どもからお年寄りまで親しみを感じて自然と生活に入ってくるようなものでなければならないのではないか。そういうものが望ましいと考える。

このため、本文の末尾は、「～のまち」とか「匝瑳」としたほうが簡潔であって印象が強いと思う。

議長

今までの意見を総合すると、各委員さんが考えてきてくれた市民憲章素案の案1及び案2の2点に絞られたように感じられる。

したがって、ここで、委員作成素案の案1及び案2を中心に検討していくことに賛成の方の挙手を求める。

(委員の挙手多数)

議長

では、案1、案2を中心に検討していくこととする。

委員

案2の本文の語尾にはいずれの項目も「匝瑳」で留めている。

語尾を「匝瑳」でまとめるのは斬新な方法だと思う。

また、「匝瑳市民憲章」というタイトルを付けるか付けないかという検討課題もある。

委員

「匝瑳市民憲章」というタイトルは、当然ながら付けるべきである。

議長

「匝瑳市民憲章」というタイトルに「みんなが輝く」という形容を付けるか否かについてはどう考えるか。

委員

通常、タイトルは「匝瑳市民憲章」とし、「みんなが輝く」という形容については以降の文中に組み入れるというやり方のほうが常識的なあり方であると思う。

委員

タイトルの付け方について、「匝瑳市民憲章」と「匝瑳市市民憲章」と二通りの言い表し方ができると思うが、これについてもどちらがよいか検討する必要がある。

※検討の結果、「匝瑳市市民憲章」とすることとされた。

事務局

案2の二つ目の本文中に、「思いやりと奉仕のある温かいまち」という表現があるが、「奉仕のある」では意味が繋がっていないような気がする。この部分については「奉仕の心がある」というように、「奉仕の」の後に「心が」を入れたほうが意味が通じるのではないかと思われる。

委員

そのとおりだと思う。やはり「心が」という文言を付けなければ意味合いが通じない。

委員

案2の二つ目の本文については、「思いやり」と「奉仕」の順番を入れ替え、「奉仕と思いやりのある温かいまち」としてはいかがか。

委員

八日市場市民憲章とまったく異なる市民憲章にするというのは無理なことである。皆で検討していった結果、表現が偶然似ていてもそれはそれでよいと考える。皆で話し合い、一番よいとされた表現を取り入れていくのが本来のあり方であり望ましいと考える。

事務局

案2の4つ目の本文中に、「農業、水産業、工業の融合した～」とあるが、この表現だと3業種に限定してしまっている。例えば、商業など、市内にはほかにも業種がある。この表現を取り入れた場合、他の産業を営んでいる方々などに説明がつきにくいのではないかと懸念される。

委員

確かにそのとおりである。この表現に変えられそうな本文の表現として、応募文案No.223に「元気で学び、働き、～」という表現がある。したがって、この部分を取り入れ、「農業、水産業、工業の融合した活気あるまち」の部分で「元気で働き活気に満ちたまち」と組み替えてはいかがか。

委員

案2の形態は本文が4箇条であるが、4箇条でよいのかそれとも5箇条にするのかということについても検討の余地があると思われる。

事務局

全国的には本文を4箇条や6箇条としている所もあるが、一般的には5箇条で構成している所が多い。

委員

本文を5箇条にするということであれば、応募文案No.223の本文中に「きまりを守り礼節を大事にします。」という文章がある。このような文章を組み入れてはどうか。ただし、「礼節」という言葉は、あまり日常的には使用せず、少し難しいと感じられる懸念がある。

委員

応募文案No.162の本文中にという文がある。

あいさつは基本であり、これにより明るい気持ちになるのでとてもよい言葉であると思う。

委員

「あいさつの輪が広がるまち」の前に「笑顔」を付けて「笑顔とあいさつの輪が広がるまち」としてはどうか。

委員

その文はとてもよい言葉なので、本文の最初の項目に組み入れることにしてはいかがか。

※検討の結果、次のとおり市民憲章素案がまとめられ、本素案について、パブリックコメントを実施することとされた。

匠瑳市市民憲章

豊かな自然と文化にめぐまれた匠瑳市の発展と市民の幸せを願い、
みんなが輝く市民憲章をさだめます。

- 1 笑顔とあいさつの輪が広がるまち、匠瑳
- 1 美しい自然を大切にするまち、匠瑳
- 1 奉仕と思いやりのある温かいまち、匠瑳
- 1 教養と文化を高め、歴史を守る心豊かなまち、匠瑳
- 1 元気で働き、活気に満ちたまち、匠瑳

(2) その他

事務局

パブリックコメントの実施について、あらかじめ実施要領（案）と実施要項（案）を作成させていただいた。

市民憲章の素案を市のホームページのほか、匝瑳市役所本庁及び野栄総合支所で公表し、市民から意見を募集することとしたい。

実施期間は、当初の予定では11月1日からであったが、現時点ではそれには間に合わないため、10日間後に延ばし、11月10日から11月28日までの約20日間の実施期間としたい。

意見の提出方法は、電子メール、ファクシミリ、郵送又は持参とし、電話による意見の受付は行わないものとする。

有効意見の取扱いに際しては、それに対する市の考え方をホームページで公表するものとし、個別回答は行わないこととする。

なお、市役所本庁及び野栄総合支所での意見募集方法は、御意見箱を設置するなどして意見の集約を図ることとしたい。

意見募集の対象者は、在勤の者も含めるという所もあるが、本市の場合、市民憲章文案の応募の際と整合を図るため、本市に住所を有する者に限定することとしたい。

※実施要領（案）及び実施要項（案）については、意見なし。

事務局

次回（第4回）市民憲章検討委員会の開催日程は、パブリックコメントの実施後、本年12月中に開催できるよう別途調整することとしたい。

4 閉 会